

議員提出議案第 1 号

女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を求める意見書の提出について

上記の議案を別紙のとおり南相馬市議会会議規則第 14 条第 1 項の規定により提出いたします。

令和 7 年 3 月 26 日提出

南相馬市議会議長 鈴木 昌 一 様

提出者	南相馬市議会議員	田中	京子
賛成者	南相馬市議会議員	岡崎	義典
〃	〃	櫻井	勝延
〃	〃	田中	一正
〃	〃	渡部	寛一
〃	〃	小川	尚一

女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を求める意見書（案）

女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（以下「女性差別撤廃条約」という。）は、1979年に国連で採択され、女性があらゆる分野でいかなる形態の差別も受けない権利と平等の権利を保障している。法律や制度、規則の中にある差別はもちろん、社会の慣習や慣行における性差別をもなくして事実上の平等実現を求める内容で、現在締約国は189か国、日本は1985年に批准している。

女性差別撤廃条約選択議定書（以下「選択議定書」という。）は、この条約の実効性を強化するために1999年、改めて採択されたもので、「個人通報制度」と「調査制度」の2つの手続を規定している。「個人通報制度」によって、条約で保障された権利を侵害された個人が、国内の救済手続きを尽くしても救済されない場合に国連女性差別撤廃委員会に申し立てができるようになった。現在115か国が批准しているが、日本はまだ批准しておらず、日本の女性の権利、ジェンダー平等を国際基準に上げるためにも、選択議定書の早期批准は急務である。

男女平等度を示す「ジェンダーギャップ指数」で日本は2024年、146か国中118位である。選択議定書の批准は、個人に救済の道を開くにとどまらず、司法、立法、行政の場で女性差別撤廃条約を生かして具体的に差別撤廃を進める力になる。

昨年10月、国連女性差別撤廃委員会は日本に対し4回目の勧告を行った。第5次男女共同参画基本計画では、「女子差別撤廃条約の選択議定書については、諸課題の整理を含め、早期締結について真剣な検討を進める」としている。早期に国会で審議し、政府は批准に向けた準備に入るべきである。

よって、国においては、選択議定書の速やかな批准をされるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

令和7年3月26日

福島県南相馬市議会議長 鈴木 昌一

参議院議長 殿
衆議院議長 殿
内閣総理大臣 様

法務大臣 様

外務大臣 様

内閣府特命担当大臣（男女共同参画） 様